

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項の規定により、及び同項の規定を実施するため、法第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業のうち、手繰第一種漁業（小型機船底びき網漁業）における京都府内に住所を有する者が営むものについて、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 8 年 9 月 9 日

京都府知事 西脇隆俊

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	船舶等の数	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	条件
手繰第一種漁業（機船底びき網漁業）	2 隻	15 トン未満	京都府沖合海面	9 月 1 日～翌年 5 月 31 日	京都府に住所を有する者	別記

別記 条件

兵庫県美方郡余部埼突端と京丹後市経ヶ岬突端とを結ぶ線以南及び兵庫県豊岡市猫崎突端から京丹後市経ヶ岬突端正北 3 海里の点と舞鶴市沖ノ島北端を経て福井県三方上中郡常神崎突端に至る線以南の海域においては操業してはならない。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 8 年 9 月 9 日から令和 8 年 10 月 8 日まで

3 許可の有効期間

許可日から 5 年間